

市政だより

おおむら

交通事故相談日
 8月23日(火)
 市役所市民相談室
 10時～15時
 なるべく事故に
 関係のある書類
 をご持参下さい

厚生国民年金
 相談日
 8月24日(水)
 市役所市民相談室
 10時～15時



○
 (ここをとじてください)
 ○

しぶきをあげて

水泳教室

市民プールで指導

泳げるようになったよ

水泳教室が8月1日から5日間にわたって、大村地区水泳連盟(村島康司会長)の会員の指導のもとに市民プールで開かれました。

この教室は、小学校3年生～6年生の泳げない子供たちが対象で、約80人の子供たちが参加しました。

最初の日には水をこわがっていた子も、最後の日になるとスイスイ泳ぐ子もおり、「泳げるようになったよ」など歓声がわいていました。

国民年金が増額

拠出制9・4%

7月分から

このたび国民年金法案が国会を通過し、七月から年金額の物価スライド制実施による年金給付が左表のように改正

（拠出年金とは保険料を納めた人がもらえる年金です）

されました。

拠出年金の改正点

年金額（拠出制） 単位 円

区分	現行		改正		実施時期	
	月額	年額	月額	年額		
老齢年金	25年	32,500	390,000	35,558	426,700	52.7
	10年	20,500	246,000	22,425	269,100	
	5年年金	15,000	180,000	16,408	196,900	
障害年金	1級	41,250	495,000	45,125	541,500	
	2級	33,000	396,000	36,100	433,200	
母子・遺児 標準母子年金		33,000	396,000	36,100	433,200	
付加年金	25年	5,000	60,000	5,000	60,000	
	10年	2,000	24,000	2,000	24,000	
死亡一時金	3年以上 20年未満	23,000	—	23,000	—	

福祉年金は
8月分から

年金額（福祉年金） 単位 円

年金の種類	現行月額	改正月額	実施時期	
老齢福祉年金	13,500	15,000	52.8	
障害福祉年金	1級	20,300		22,500
	2級	13,500		15,000
母子福祉年金	17,600	19,500		

拠出年金の改正とともに福祉年金も八月から年金額が引き上げられました。

その改正内容は次のとおりです

◎支払期日

- (一) 十二月期は八月分から十一月分まで
- (二) 四月期は十二月分から三月分まで
- (三) 八月期は四月分から七月分まで

◎支払開始日

いままでは六日支払でしたが今後十一日に変わります。

ただし、十二月期の支払開始日は、十一月十一日となります。

なお、五十二年度に限り、左表のとおり支払われます

支払期日	支払月分	支払開始日
9月期	52年 5月～ 8月	9月 6日
12月期	“ 9月～11月	11月11日
4月期	“ 12月～53年3月	4月11日
8月期	53年 4月～ 7月	8月11日

※詳しいことは市保険年金課にお尋ね下さい。

年金支払月が変更

福祉年金は、九月期、一月期、五月期にそれぞれ、その前月までの四カ月分が支払われていましたが、法律改正により次のとおり変更になりました。

国保相談

ご存じですか

世帯主が社会保険加入者でその世帯内に国保の被保険者がいる場合の国保の世帯主は

その被保険者である世帯主とみなして課税されることとなります。

つまり、納税義務者は、国保の資格がない世帯主となります。

世帯主が社会保険加入者で、国保の資格がない場合に、その世帯内に国保の被保険者がいるときは（世帯から保険税算定の対象にはなりません）

ただし、所得の少ない世帯に対して保険税を軽減する制度がありますが、この場合には世帯主の所得も合算して軽減の対象になるかならないかが判定されます

主が社会保険加入者で、妻が自営業で、ある程度の収入がある場合は、妻は社会保険の被扶養者から除外され、国保に加入することになります（直接世帯員である被保険者に課税することは適当でないので、国保の被保険者でない世帯主を、

◎国保の加入者で、家族の全部または一部が社会保険に加入したら、すぐ両方の保険証を持参し届け出をしてください。

◎社会保険の被扶養者認定にあたっては、年間収入七十万円以内が一応の基準となっています。

※ 飲酒運転を追放しよう

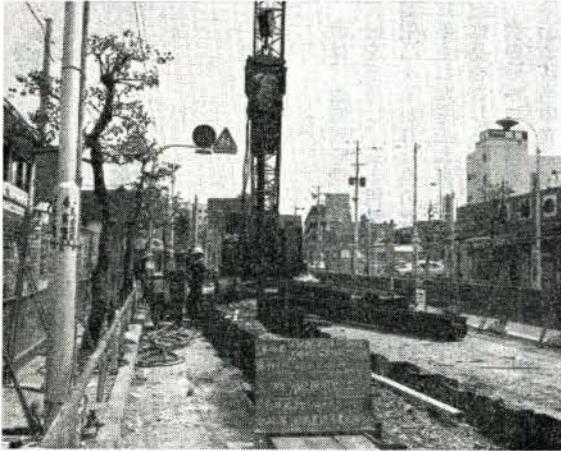
飲んだら乗らない 乗るなら飲まない

乗る人には飲ませない

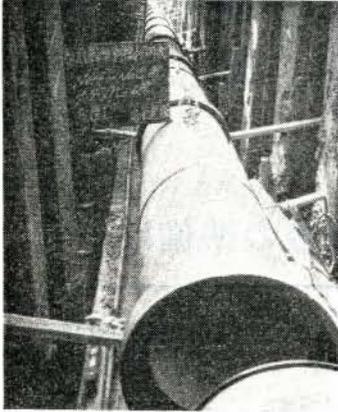
※ 下水道 伸ばす 郷土に 育つ夢

“下水道で快適な 生活環境づくり”

9月10日全国下水道促進デー



上、下水道工事現場



左、450ミリ汚水管

下水道は、私たちの生活や環境を守るために重要な施設です。そして、川や海の水質をよくするためにもっとも有効な手段として、建設が急がれています。

市では、四十九年度より下水道事業に着手し、汚水管きよ及び都市下水道の工

事を施行してきましたが、本年度よりいよいよ汚水管きよで集めた家庭からの汚水や工場廃水などを処理し、きれいな水にもどす、公共下水道の基幹的施設である終末処理場（大村浄水管理センター）の建設に着手することになりました。

又、汚水管きよの工事においても新たに推進工法というマンホール箇所を除き道路を掘削せずに管を埋設する工事も始まり、五十五年一部供用開始を目標に事業を進めています。

しかし、この下水道も一朝一夕にはつくることができません。

長い年月と、巨額の費用を必要とすることはもちろんのこと、市民の皆さんの理解と

協力がなくてはなりません。

下水道の整備を進め、一日も早く、くみ取り便所を水洗便所におし、ドブ川をきれいな川にして、水質公害のない「豊かで住みよい大村市」をつくりたいものです。

九月十日を中心に一週間は「全国下水道促進デー」として、全国的に下水道に対する認識を深め、下水道の整備促進を図る、国民的な運動期間が設けられています。

みんなの力で、下水道の意義をより一層広く理解し、私たちの町にも下水道を一日も早く完成させましょう。

※※※下水道が

できると※※※
■すべての家庭に水洗トイレがつくられます

◎カやハエがいなくなり、いやな臭いもなくなります

■大雨でも浸水がなくなります

◎台風や集中豪雨でも、大量の雨水をすみやかに流してしまうため、水はけがよくなり浸水の心配がなくなります

■川や海がきれいになります

◎今まで川や海に直接流れていた家庭や工場の汚水を、一箇所に集め処理（きれいに）するため、よごれがなくなります

■街がきれいになります

◎きたないドブやミソが管きよ（下水道管）に生まれかわり、道路下に埋設されるのできれいな街づくりができます

みんなて

きれいな町を

市民大清掃デー

8月21日

市民憲章推進協議会と市衛生組織連合会では、八月二十一日～二十八日を「環境美化週間」と定め市内の美化運動を実施します。

特に八月二十一日は「市民大清掃デー」として、市民総ぐるみの大清掃を展開しますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

●町内会では

△町内の道路、史跡、公園
公民館などの清掃を実施してください

●午前七時サイレン

サイレンを合図に清掃を開始してください

●中央会場では

△午前七時 市役所前集合
△表彰、開始宣言のあと、

金婚記念

該当者に

記念品を贈呈

市は、金婚式を迎えられた夫婦を祝福し、長年円満な家庭生活を築かれ社会のために貢献された労をねぎらうため記念品をさしあげます

次の要件に該当する人は金婚記念該当申立書に戸籍謄本を添えて福祉課に提出してください

対象要件
本市に一年以上居住し九月十五日現在で婚姻(戸籍)に記

申立書提出期限

八月三十一日
申立書は福祉課または出張所にあります
※記念品の贈呈については後日該当者に通知します

原爆被爆者の

各種手当が改正

手当の内容

手当の種類	支給金額	支給対象者
特別手当	月額 30,000円 (現行 27,000円)	厚生大臣の認定を受けた病気や、けがが続いている人の場合支給されます
	月額 15,000円 (現行 13,500円)	
	月額 15,000円 (現行 13,500円)	
医療手当	月額 17,000円 (現行 15,500円)	厚生大臣の認定を受けた疾病について、現在病院などにおいて治療を受けている人に支給されます
	月額 15,000円 (現行 13,500円)	
	月額 17,000円 (現行 15,500円)	
健康管理手当	月額 15,000円 (現行 13,500円)	被爆者で厚生省の定める障害を伴う疾病にかかっている人に支給されます
保健手当	月額 7,500円 (現行 6,800円)	原爆落下の際、爆心地から2kmの区域内で直接被爆した人とその当時、胎児であった人
介護手当	月額 28,000円 (現行 26,000円)	介護人を雇って介護料を支払っている人
	月額 21,000円 (現行 19,500円)	
	月額 14,000円 (現行 13,000円)	
	月額 5,500円 (現行 5,000円)	家族などに介護してもらっている場合
葬祭料	(現行) 62,000円 44,000円)	被爆者が死亡した場合

原爆被爆者に対する各種手当が、八月一日から下表のとおり変更しました。

詳しくは、福祉課社会係へお尋ねください。

退職金の準備は

中退金制度で

中小企業退職金制度は、国が中小企業対策の一環として中小企業に働く従業員の老後の安定および中小企業振興のため、国の援助で共済方式により大企業なみの魅力ある退職金が支給できるようにという趣旨から、昭和三十四年に中小企業退職金共済法にもとづき設けられた制度です。

【制度の特色】

- ①掛金は全額免税です
- ②退職金額に国庫補助金がつきます
- ③掛金の半額を県市で補助します(但し掛金限度月額二千元)
- ④従業員のための福利厚生施設の建設資金の融資が低利で受けられます

【制度の利点】

- ①月々わずかな掛金で、将来多額の退職金が用意できます
- ②国の制度ですから安全で確実です
- ③加入できる企業
常時雇用の従業員が三百人以下(卸売業百人以下、小売業・サービス業五十人以下)
- ④加入できる従業員
原則として全員を加入させることとなっています
- ⑤しかし期間を定めて雇用している人や、臨時に雇用されている人などは加入させなくてもよいことになっています
- ⑥※事業主・役員は加入できませんが、兼務役員は加入できます

【毎月の掛金】

掛金は八百円から一万円まで十九種類あり、その中から決めていただいて、毎月納めていただきます

【加入の手続】

事業団所定の申込書と申込金を添えて、近くの金融機関へ申し込みます

※詳しくは市商工観光課・商工会議所へ

※飲酒運転を追放しよう 飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 乗る人には飲ませない

※ 下水道 備えて 理想の 都市づくり

— 農業者年金に加入を —

経営移譲年金給付額アップ

月額 28,442円に

この年金は、農業者のための年金です。

◎本年度中に加入しなければ資格を失う人

農業者年金は、老後生活の安定と経営の若返り、経営規模の拡大及び優秀な経営担当者との確保という点にあり、国民年金の給付と相まって老後保障の機能を果しうるように仕組まれているのが特性です。農業者年金は、物価にスライドしますので現在支給されている経営移譲年金の額は五年間保険料を納めた場合、現行の月額二万六千円から七月以降は月額二万八千四百四十二円(九・四割アップ)に引き上げられました。農業者年金の加入には年齢的制約などがありますが、対象者で未加入の人は速やかに加入の手続きをして下さい。詳しいことは農協か農業委員会へお問合せ下さい。

農家の花嫁(婿)の相談は 各地区農協支所長さん または 農業委員さんへどうぞ

大正九年四月二日から昭和十一年一月一日生れの人
◎加入資格
三十九歳以上の農地耕作者
◎現在の掛金(月額)
二千四百五十円、後継者千七百五十円(二十才以上三十五才未満)

みかん園の保護のため 防風林の管理を

みかん園を保護する目的で防風用樹木として植付けた杉・桧などが管理不足によって数メートルに生長していたり横枝が張り出し、逆に防風林による被害(日照不足や風通しが悪いため)の害があつている園も見うけられます。また、隣接所有者の農地にも支障を来しているところもあるようです。

防風林は一定の高さ(みかんの高さよりやや高め)で切り落し、横枝については風通しが良く出来るように切り詰めてみかんやそのほかの農作物に弊害のないように手入れしてください。なお、隣接所有者の農地に迷惑をかけるためにもよく話し合いをして、了解の上で実行組合や部落で防風林の管理を徹底し、農地からの収益をはかりましょう。

※手入れの詳細については各営農技術員におたずねください。
(農業委員会)

農地に支障ある 草木などの陰ざりを

雑木などが繁茂して農地に響を及ぼし、折角の土地に労働をおよび資本を投じ肥培管理

— お問い合わせ — 電話地下線工事について

皆様方のご協力で最近電話は、各家庭までかなり普及してきましたが、まだ、電話架設を要望される人が多数おられます。このご要望に添うためには現在の設備では不足するので今回地下電話線を増設するため工事を行います。この工事は道路を掘り起しマンホールと管を埋設しますので、工事中は通行、騒音など皆様方に大変ご迷惑をおかけするかと存じます。

- (大村地区) 工事施工者 西日本通信建設KK 工事事務所 今津町三七三
- (竹松地区) 責任者 白井 隆 工事施工者 西部電気工業KK 工事事務所 宮小路二丁目一三〇八
- 責任者 田中幸司
- ◎工事企画者 日本電信電話公社長崎電気通信部土木課 大村電報電話局線路宅内課

何卒ご理解の上、ご協力下さいますようお願いいたします。なお、工事施工者などは次のとおりですから、何かございましたらお問い合わせ下さい。

行って作物を栽培しても、減収の要因となっている向きもあります。そこで隣接地に雑木などが繁茂して支障のある場合は、慣習があるときはその慣習に従い、そうでないときは所有者との話し合いにより了解を得た上で、部落などで陰切りを行い、農地からの収益をあげましょう。
(農業委員会)

9月の日曜当番医

日	診療科目	病(医)院名	所在地	電話
4	内科・小児科 外科 眼科	中村医院	春日町	2-2733
		松尾外科	東本町	2-3331
		岩崎眼科	西本町	2-3435
11	小児科 外科	出口小児科	諏訪	2-2252
		渡辺医院	一の郷	5-8546
18	内科 整形外科 産婦人科	松井医院	久原	3-8624
		貞松整形	東本町	3-4808
		後藤医院	松並	2-6015
25	内科 外科・内科	岡内科	東三城	2-3070
		原医院	宮小路	5-8427

診療時間 午前9時～午後6時

※ 飲酒運転を追放しよう

飲んだら乗らない 乗るなら飲まない

乗る人には飲ませない

■ こんには 保健婦です
九月の健康相談室の日程は下表のとおりです

■ 妊婦教室

赤ちゃんはお母さんのお乳



月 日	内 容	
	9:00~11:00	13:00~16:00
9月5日(月)	妊婦相談	一般健康相談
9月7日(水)	乳幼児相談	妊婦教室
9月14日(水)		妊婦教室
9月19日(月)	妊婦相談	一般健康相談
9月21日(水)	乳幼児相談	妊婦教室
9月28日(水)		妊婦教室

妊娠中の人、お子さんにとど相談がある人、血圧が気になる人などご利用下さい

■ 3歳児健康診査

対象 昭和四十九年二月生れの人を対象としますが、昭和四十八年八月から四十九年一月生れで、まだ健康診査を受けていない幼児も受診して下さい
日時 八月二十五日(木)

妊婦教室 日程表

月 日	内 容
9月7日(第1回)	・はじめての妊娠生活の心得 ・妊娠中の健康(乳房のマッサージの実習) ・映画「生命の創造」
9月14日(第2回)	・妊娠中の栄養のとり方(貧血食の実習) ・安産のために(補助動作、妊婦体操の実習)
9月21日(第3回)	・産後の健康 ・育児(赤ちゃんの入浴のさせ方の実習) ・映画「赤ちゃんとスキップ」
9月28日(第4回)	・乳幼児の環境と性格 ・家庭の幸せのために(家族計画)

を待っています
妊婦中からお乳の手入れをしておきましょう
場所 市役所健康相談室
時間 午後一時から

講習会

午前九時三十分～十時三十分
午後一時～二時三十分
(受付)
場所 市役所第一会議室
料金 無料
※母子健康手帳を必ずご持参下さい
なお、現在、はしか、水ぼうそうなど病気がかかっているお子さんは、次回にお受け下さい(毎月第四木曜日)

■ 第18回

家庭教育映画会

映画 「子どもに読書の喜びを」
すべての母親が子どもに良い本を読ませたいと願っているが、それが出来ずにいるのが現状です。
この映画は、子どもに良い本を読ませたいと願う母親達のさまざまな活動を描きながら、家庭や地域で子どもに読書の喜びを与えて行くにはどうしたらよいかを考えます。
日時 八月三十一日(水) 午前十時から
働く婦人を対象に午後七時三十分から

■ 少年歴史クラブ

郷土の歴史を知り、郷土を愛する心を養い、それを日常生活に生かしていくようにするため開きます
内容方法 ○郷土の歴史 ○郷土の考古学 ○郷土の史跡 ○昔のくらし
講義や現地見学、年表地図などの作成を行う

場所 中央公民館
申込 電話で中央公民館へ
TEL②-四三二二

■ 日本料理教室

日本特有の料理の中で本格的な料理とされている「会席料理」の知識と作り方について
申込期間 八月二十二日
申込 市社会教育課へ
TEL③-四一一一

て学習する日本料理教室を開設します
日時 九月六日～十一月十五日
日 毎週火曜日 午後一時～四時(十回)
場所 中央公民館
対象 婦人
定員 三十人(申込順とする)
受講料 無料(材料代は実費)
講師 山内 正先生
申込 受講希望者は、ハガキに住所、氏名、生年月日、職業を書いて申込んで下さい
電話でも受け付けます
申込先 〒856久原郷一 中央公民館TEL②-四三二二

もよおし

■ 納涼市民盆踊り大会

大村市観光協会では、恒例の納涼市民盆踊り大会を次のとおり開催しますので、多数ご参加下さい
日時 八月二十日(土)
午後七時～九時
場所 市民会館駐車場
なお、雨天の時は八月二十一日に順延

※ まちづくり 明るい 暮らしに 下水道

募 集

■老人作品展の作品

開催期日 九月十三日～十七日
展示会場 福祉センター
募集作品 老人(六十歳以上)の多年にわたる趣味、経験を生かした創作品(手芸品、工芸品、書、絵画、盆栽)一人一点に限る

出品申込と搬入 市老人クラブ連合会へ八月二十日までに申込み
九月八日と九月十二日午前中に搬入
出品点数二百二十点で締切

■市奨学生

資格。大村市民またはその子女で高校に在学中の人は品行方正、学業成績優秀かつ身体強健な人
。経済的理由で学資の支弁が困難と認められる人

貸与月額 四千元

但し、昭和五十二年十月分から貸付けます

募集期間 九月一日～十月八日

手続。出願書類は市教育委員会にありませう

。出願書類は各高等学校長を経由して提出してください
※詳しくは市教育委員会庶務課へおたずねください

■自衛官(各種)

航空学生 資格 高卒(見込)の二十歳未満の男子
募集期間 九月二十六日まで
一般曹候補生 資格 高卒(見込)の二十歳未満の男子
募集期間 九月三十日まで
二等陸・海・空士 資格 十八歳以上二十五歳未満の男子

募集期間 常時
願書は市民課及び募集事務所(大村部隊内)にあります
くわしいことは市民課または募集事務所へおたずね下さい

■防衛庁初級職員(事務系・技術系)

受付期間 九月五日～九月十四日
受験資格 昭和二十九年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれた人

一日までに生まれた人

高校卒業程度の学力を有する人
職種 一般事務、電気、機械土木、建築
試験日 十月九日
試験地 福岡市、佐世保市、熊本市、鹿屋市

受験案内請求先 福岡防衛施設局総務部総務課 千八十一
二 福岡市博多区博多駅東二一七 四(〇九二)
四七二二二三二一

◎返信用封筒(あて先明記六十円切手貼付)同封
◎この試験は事務系、技術系の職員を採用するもので、自衛官の採用は別に行っています

■入国警備官

入国警備官は全国各地の入国管理事務所、同出張所、入国者収容所などにおいて次のような業務に従事します。
。不法入国者や在留外国人の法令違反事件などについての情報の収集、調書の作成など
。入国審査官が発行する収容令書や退去強制令書による容疑者の捜査、逮捕、護送など
。入国者収容所における被収

容者の監視、施設の警備など
受験資格 昭和二十九年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生れた男子
高校卒業程度
願書受付 八月二十六日～九月八日
願書請求先 人事院九州事務局

第一次試験 十月二十三日
※問合せは人事院九州事務局 千八二福岡市博多区博多駅東二一七 四(〇九二)
四三一一七七三三

ス ポー ツ

■バドミントン

市内総合選手権大会

日時 八月二十八日(日)
午前九時～午後五時
場所 市民体育館
種目 一般男・女 単・複
三十歳以上男 複のみ
四十歳以上男 複のみ
教職員男・女 複のみ
家庭婦人 複のみ
高校男・女 単・複
中学男・女 単・複
(高・中とも学年別なし)

申込 八月二十五日(木)までに参加料を添えて、左記
あて申し込むこと
市内玖島郷二十五市役所内
バドミントン協会
中島泰一宛
参加料 中学生、一人一種目
三百円、その他は一人一種目五百円

■少年柔・剣道大会

少年の健全育成を目的として、柔道・剣道大会を開催します
皆様のご声援をお願いします
日時 八月二十一日
午前九時から
場所 柔道 市武道館
剣道 市民体育館
主催 大村市防犯協会

■第7回体力づくり 市民バレーボール

七月十七日(日)、新たなチーム編成で実施しましたが高校生が運動試合やテニスのため編成にご迷惑をかけたため本年度も実施しますので各町内や地区のスケジュールに入れておいて下さい。

試合結果(女子)
優勝 鬼橋チーム(竹松)
二位 北川内チーム(蒼瀬)
三位 植松チーム(西大村)
※チーム編成などについては市政だより七月一日号をごらん下さい。

公 売

■電話加入権を公売

県税滞納のため差押えた電話加入権を次のとおり公売します
買受希望者は定刻までに、印鑑と買受代金を持ってご参集下さい
日時 八月十八日
午前十時三十分
場所 市役所 第四会議室
公売方法 一般競争入札
代金納付期限 八月十八日十一時十分
公売物件 大村局 (一)七〇一一番 (二)一七三九〇番 (三)一八八二五番
※詳しくは諫早県税事務所へ

融 資

■雇用促進融資金を

ご利用ください

雇用促進融資とは、公共職業安定所の紹介によって定められた数以上の労働者を雇い入れる事業主、または事業主の団体に労働者住宅及び諸施設などの設置、または整備のための資金を長期、低利に融

資して労働者の雇用の促進と企業における労働力の確保を図るとともに、これによって労働者の福祉の増進に寄与しようとする制度です
受付期間
昭和五十三年一月三十一日まで（貸付枠に達し次第締め切ります）
貸付対象施設
◎労働者住宅 社宅・寄宿舎 など
◎福祉施設 休養室・浴場・

「寄付ありがとうございました」

- （社会福祉事業費へ金一封）
- ▽四の郷二六の井上ツルさんは、亡夫馬次郎さんの忌明け
- ▽岩松郷七九の松尾菊次さんは、亡母ハスさんの忌明け
- ▽原口町一一八〇の岡崎ミカさんは、亡夫潮吉さんの忌明け
- ▽伊勢町四八一の富安忠夫さんは、亡母ヒデさんの忌明け
- ▽五の郷一二二〇の山口兼次さんは、亡母セツさんの

◎心身障害者多数雇用事業所 施設 作業施設・管理施設福祉施設など
標準価格に基づいて算出され、中小企業主九〇％以内または八〇％以内
その他の場合は七〇％以内または八〇％以内
利率
中小企業 年七・五％
大企業 年八・〇％
償還期間
五～三十年以内（貸付対象施設の内容による）
申込先 取扱金融機関（銀行・相互銀行・信用金庫）
問合せ先 県雇用保険課または大村公共職業安定所
（☎二二〇一）

そ の 他

■簡易保険法

一部改正

食堂・託児所・売店など
◎職業訓練施設 職業訓練のための教室・機械など
◎通年雇用設備 スチームクリーナ・被服乾燥機など
◎身体障害者作業施設 作業場及び機械

「簡易保険法の一部を改正する法律案」が国会において可決成立しました。
九月一日から実施します
改正事項
一、保険金 最高制限額の引上げ
◎被保険者一人につき一千万円まで加入できます
◎財形保険は、払込み保険料総額が被保険者一人につき、勤労者財産形成貯蓄契約の非課税限度額五百万円まで別ワケで加入できます
二、定期保険（保障性のもので掛金が安い）に疾病傷害特約が付加できます
※くわしくは大村郵便局へお問い合わせ下さい

■個人事業税

（1期分）の納期限は

8月31日です

お忘れなく期限内に納めて下さい。
尚、口座振替納税の制度がありますので、銀行などの預金口座から、振替納税を希望される人は、具税事務所の係

■交通事故巡回相談

日時 八月二十三日（火）
午前十時～午後三時
場所 市役所市民相談室
（なるべく事故に関係のある書類をご持参下さい。）

■大村史話の増刊ができる

○一組（上・中・下三巻、箱入）や各巻別冊いずれでも実費にて頒布いたします
○申込みは電話でもハガキでも結構です
○申込先
武部郷三三三―一
市立史料館内
大村史談会
☎三一九七九

■通行止め

市は、公共下水道の工事のため、次のとおり車両の通行を制限します。
市民の皆さん、特に周辺住民の皆さんには、大変ご迷惑

をおかけしますが、よろしくご協力をお願いします。

本町污水幹線推進式布設工事

場所 八幡町通り（伊勢町公園～八幡神社）
期間 九月一日～五十三年二月末日まで
制限 片側通行止

東三城（電々公社付近）污水管布設工事

場所 大村電報電話局付近
期間 十一月二十四日まで
制限 全面通行止

東本町污水管布設工事

場所 小川金物店～相模商店
期間 八月下旬～十一月末日まで（予定）
制限 全面通行止

大入町（市民会館付近）污水管布設工事

場所 市民会館付近
期間 九月一日～十一月末日
一月中旬～三月中旬
制限 全面通行止